

第6章 整備手法

6-1.情報通信基盤の整備手法

(1) 段階整備

情報通信基盤は、段階的に整備を進める。まずは地域公共ネットワークとして、役場・公共機関・学校などを接続する基幹的なネットワークを整備する。なお、このネットワークの一部は地上デジタル放送の難視聴対策、携帯電話の不感地帯解消にも活用するため、共同受信施設等の位置や、携帯電話事業者が設置するアンテナ等の位置も配慮する必要がある。

次に、各家庭へのネットワークとしての加入者系光ファイバ網を整備する。整備費用や保守業務等から、FTTHだけでなく無線によって接続される地域も考えられる。

無線による加入者回線整備については、P74～P76「5-2-（4）葛巻町ブロードバンド・ネットワーク（仮称）における無線活用」に示す箇所において活用を図るものとする。

【参考】情報通信基盤整備を勘案した共同受信施設の取り扱い（概要は次ページ参照）

町として情報通信分野で最も重要な課題である、地上デジタル放送対策を見据えた共同受信施設の取り扱い及び組合加入者の負担は、次の3パターンが考えられる。

①既存のまま維持：次ページ第1案

施設・設備は組合がそのまま維持管理していくため、受信点設備を含めた設備の保守管理費、改修費などの費用を負担する。（特に改修時などの一時負担が大きい）

②地域公共ネットワークのエントランス利用：次ページ第2案

受信点設備は共有するが、組合自体は存続させ地域内引込線などの設備保守管理費、改修費などの費用を負担する。（既存維持に比べ加入者負担は軽減される。）

③CATV サービスへの移行：次ページ第5案（P77 岩手県住田町の事例参照）

CATV 業者がサービス提供するため組合は解散となり、費用負担はCATV 加入料と毎月の利用料を負担する。（月額負担は増えるが改修時などの一時負担は小さい。）

(2) 支援制度の活用

「葛巻町ブロードバンド・ネットワーク（仮称）」の構築は、住民のニーズも高く、産業振興や高齢者福祉などの今後のまちづくりの基盤として必須のものである。しかしながら、「5-2.葛巻町ブロードバンド・ネットワーク（仮称）の概要」で示したように、大規模の事業であり、本町の厳しい財政状況の中にあっては、町の単独予算だけではなく、国の支援制度（国庫補助）を効果的に活用することが必要である。

地域の情報通信基盤の構築に向けて、次項に示すような各種の国庫補助事業ならびに地方財政措置がある。

地上デジタル放送対応への具体的モデル比較

(いずれも現行の受信点(又はその近傍)で地デジも受信可能なことを前提としている)

	第 1 案	第 2 案	第 3 案	第 4 案	第 5 案	
整備方針	テレビ組合単位で施設整備 (従来どおり又はギャップファイラー装置 (GF)方式に切り替え)	受信施設を1ヶ所に集約。幹線伝送路 を施設し、既存テレビ組合施設に接続	受信施設を1ヶ所に集約。幹線伝送路 からギャップファイラー装置(GF)で既存 受信点に送信	独自でCATV(ケーブルテレビ)を整備	既存CATV事業者と連携しCATV施設 を葛巻町に拡張する	
イメージ図						
運営形態	テレビ組合単位で管理 (GF方式の場合は組合で開設)	幹線伝送路:町 既存施設:テレビ組合	幹線伝送路/GF:町 既存施設:テレビ組合	町管理若しくは第三セクター	既存CATV事業者	
施設のあり方	テレビ組合単位で対応	接続希望のテレビ組合のみ対応	受信希望のテレビ組合のみ対応	テレビ組合単位で対応	テレビ組合単位で対応	
改修範囲	デジタル放送対応していないテレビ組 合のみ(222MHz施設)	デジタル用受信点1箇所 幹線伝送路	デジタル用受信点1箇所 幹線伝送路	各世帯に入る機器類からスタジオ全て 一部施設利用可能	各世帯に入る機器類 一部施設利用可能	
サービス内容	地上デジタル放送	地上デジタル放送	地上デジタル放送	地上デジタル放送 高速インターネット回線 携帯電話エントランス回線 防災告知放送	地上デジタル放送 高速インターネット回線 携帯電話エントランス回線	
将来性	テレビ視聴サービスのみ GFはワンセグも利用可	テレビ視聴サービスのみ	テレビ視聴サービスのみ	各種アプリケーション	防災告知放送 各種アプリケーション	
住民負担金・事業費	中位	中位	中位	高い	高い	
評価	利点	・現状と変わらない運営形態	・受信施設が1ヶ所で済む ・独自事業であり計画が容易 ・使用料を収入として活用できる	・既存施設の有効利用 ・現状と変わらない運営形態	・テレビ視聴以外の様々なサービスが 追加できる ・独自事業であり計画が容易	・テレビ視聴以外の様々なサービスが 追加できる ・維持管理の委託が可能
	課題	・受信点の移設が必要な場合あり ・GFは開設手続き・維持管理のうえ各 世帯にアンテナを設置	・管理運営会社が必要 ・現状施設はいままでどおり維持管理	・現状施設はいままでどおり維持管理 ・GFの開設手続き・維持管理	・管理運営会社が必要 ・住民負担割合が不明確だが負担額 が大きくなる予定	・住民負担割合が不明確
	総合評価					葛巻町の近傍のCATV事業者は岩手 ケーブルテレビのみ

6-2.国の支援制度

情報通信基盤の整備に関する国の支援施策としては、「地域イントラネット基盤施設整備事業」・「地域情報通信基盤整備推進交付金」（以上総務省）、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」（農林水産省）などがあり、その際の事業主体の負担分には過疎債や辺地債等の地方債を利用することも考えられる。

更に、地方債単独事業による整備も可能であるほか、総務省では、「ブロードバンド・ゼロ地域解消事業」として、ブロードバンド基盤整備を行う電気通信事業者に対して市町村が補助を行う場合に、その負担分に対する特別交付税措置及び過疎債・辺地債の起債を認めている。

その他には、直接的な支援ではないが、国土交通省が整備している「河川・道路管理用光ファイバ網」の開放部分を利用するという手法もある。

ただし、現時点では町内及び隣接町村では開放分がなく、例えば P77 で説明した事例のような場合で、盛岡市エリアと接続する際に、その経費の低減化のための利用が考えられる。



(岩手県における開放状況 国土交通省 HP より)

情報通信基盤整備に対する主な支援事業

名称	所管省	目的・施策概要	支援措置
①地域イントラネット基盤施設整備事業	総務省	地域の教育、行政、福祉、防災等の高度化を図るため、学校、図書館、公民館、市役所などを高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの整備に取り組む地方公共団体等を支援。	【補助率】 ①都道府県、市町村単独の場合及び都道府県、政令市、中核市から成る連携主体の場合：1/3 ②①以外の連携主体の場合、合併市町村の場合（ただし、合併年度及びこれに続く一カ年度に限る。）及び沖縄県、沖縄県内の市町村の場合：1/2 ③第三セクターの場合：1/4

名称	所管省	目的・施策概要	支援措置
②地域情報通信基盤整備推進交付金	総務省	地域の特性に応じた情報通信基盤の整備を支援し、地域間の情報格差(デジタル・ディバイド)を是正することにより、地域住民の生活の向上及び地域経済の活性化を図る。	<p>【交付率】</p> <p>①条件不利地域(過疎、辺地、離島(奄美・小笠原を含む)、半島、山村、豪雪及び沖縄県のこれらに類する地域)に該当する市町村：1/3</p> <p>②①を含む合併市町村又は連携主体(ただし、合併年度及びこれに続く一ヵ年度に限る。)：1/3</p> <p>③第三セクターの場合：1/4</p>
③農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	農林水産省	人口の減少、高齢化の進展等により農山漁村の活力が低下している中、定住等及び都市との地域間交流を促進することにより農山漁村の活性化を図ることを目的とした「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成19年8月1日施行)」の趣旨に基づき、都道府県又は市町村が作成した活性化計画に基づく事業の実施に要する経費に充てる交付金を交付	<p>(情報通信基盤整備関係)</p> <p>◆農山村活性化</p> <p>【事業主体及び交付率】 都道府県、市町村、地方公共団体の一部事務組合又は農業協同組合：1/3</p> <p>【要件】</p> <p>①農業振興地域の区域及びこれと一体的に整備することを相当とする同地域以外の区域。</p> <p>②区域内において、他の事業実施主体による高速インターネットのサービスが行われていない区域を有すること。</p> <p>◆漁村活性化</p> <p>【事業主体及び交付率】 都道府県、市町村、地方公共団体の一部事務組合、水産業協同組合、中小企業等協同組合、等：1/3</p> <p>【要件】</p> <p>①原則として、漁港漁場整備法に基づき指定された漁港の背後集落及び漁業センサスの対象となる漁業集落を対象とする。(大臣官房長が別に定める場合はこの限りではない。)</p> <p>②その他大臣官房長が別に定める要件に該当するものであること。</p>

○補助事業等の補助裏に係る地方財政措置

一般単独事業債（地域活性化事業債）	対象事業	地域情報通信基盤整備推進交付金、地域インターネット基盤施設整備事業等																						
	措置内容	地方負担額に係る地方債充当率を75%とし、その元利償還金の30%を交付税措置。さらに財源対策債15%を充当し、その50%を交付税措置。																						
<p>国庫補助率 1/3の場合</p> <table border="1"> <tr> <td>国1/3</td> <td colspan="3">地方公共団体2/3</td> </tr> <tr> <td>33.3%</td> <td>地域活性化債75%</td> <td>財源対策15%</td> <td>一般財源10%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>交付税措置 30%</td> <td>交付税措置 50%</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>15.0%</td> <td>5.0%</td> <td>実質負担= 46.7%</td> </tr> </table>					国1/3	地方公共団体2/3			33.3%	地域活性化債75%	財源対策15%	一般財源10%		交付税措置 30%	交付税措置 50%			15.0%	5.0%	実質負担= 46.7%				
国1/3	地方公共団体2/3																							
33.3%	地域活性化債75%	財源対策15%	一般財源10%																					
	交付税措置 30%	交付税措置 50%																						
	15.0%	5.0%	実質負担= 46.7%																					
過疎対策事業債	対象事業	過疎地域自立促進特別措置法の指定を受ける地域（過疎地域）で事業を行う場合																						
	措置内容	地方負担額に係る地方債充当率を100%とし、その元利償還金の70%を交付税措置。																						
<p>国庫補助率 1/3の場合</p> <table border="1"> <tr> <td>国1/3</td> <td colspan="3">地方公共団体2/3</td> </tr> <tr> <td>33.3%</td> <td colspan="3">過疎対策事業債100%</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">交付税措置 70%</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">46.7%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>実質負担= 20%</td> </tr> </table>					国1/3	地方公共団体2/3			33.3%	過疎対策事業債100%				交付税措置 70%				46.7%						実質負担= 20%
国1/3	地方公共団体2/3																							
33.3%	過疎対策事業債100%																							
	交付税措置 70%																							
	46.7%																							
			実質負担= 20%																					
辺地対策事業債	対象事業	辺地に係る公共施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（辺地法）の指定を受ける地域。																						
	措置内容	地方負担額に係る地方債充当率を100%とし、その元利償還金の80%を交付税措置。																						
<p>国庫補助率 1/3の場合</p> <table border="1"> <tr> <td>国1/3</td> <td colspan="3">地方公共団体2/3</td> </tr> <tr> <td>33.3%</td> <td colspan="3">辺地対策事業債100%</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">交付税措置 80%</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">53.37%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>実質負担= 13.4%</td> </tr> </table>					国1/3	地方公共団体2/3			33.3%	辺地対策事業債100%				交付税措置 80%				53.37%						実質負担= 13.4%
国1/3	地方公共団体2/3																							
33.3%	辺地対策事業債100%																							
	交付税措置 80%																							
	53.37%																							
			実質負担= 13.4%																					

総務省資料をもとに作成

○ブロードバンド・ゼロ地域解消事業

	特別交付税	過疎債・辺地債
各主体	事業主体：市町村／整備主体：電気通信事業者	
地域要件	過疎地域、辺地、離島、半島、山村、特定農山村及び豪雪地帯	過疎地域、辺地
対象施設	FTTH を除くブロードバンド・サービス提供に必要となる施設	FTTH や ADSL 等のブロードバンド・サービス提供に必要となる施設
対象費用	<p>A、B いずれか少ない額の 1/2 を特別交付税措置</p> <p>A.市町村負担額（整備費用の 1/2 上限）</p> <p>B.標準補助額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ADSL：(2 千万円×局数)×1/2 ・ADSL 以外：(2 千万円／450 世帯×世帯数)×1/2) 	<p>A、B いずれか少ない額を市町村負担額の上限とする</p> <p>A.整備費用の 1/2 相当額</p> <p>B.整備費用から電気通信事業者が料金収入等により負担できる経費を控除した額</p> <p>※市町村負担額が起債対象の上限</p>

総務省資料をもとに作成

6-3.県の支援制度

岩手県では、市町村総合補助金による財政的支援を行っている。

(1) 目的

住民が高速で常時接続可能な定額のインターネットアクセス等のサービスの享受可能となることを目的とした加入者網の整備に取り組む市町村を支援

(2) 交付対象及び補助額

事業区分	経費	補助率	備考
①一般枠	ア 岩手県総合計画「地域計画」等に掲げる施策の推進に資する事業 イ 市町村総合開発計画等に掲げる課題を解決するための事業 ウ その他、地域の自立のために広域振興局長が必要と認める事業	①自主事業の場合は層事業費に対して、②国庫事業活用の場合は市町村負担額に対し1/2以内の額（県北・沿岸圏域及び県央・県南の財政力指数が 0.30 以下の市町村におけるハード事業については 2/3 以内）	①国庫補助と併せて活用できる ②平成 19 年度から 21 年度までの 3 カ年で 1 市町村あたり 40,000 千円を限度額として運用
②特別枠	ブロードバンド整備の推進により市町村が生活基盤のために取り組む事業	一般枠と同じ	①一般枠と併せて活用できる ②平成 19 年度から 21 年度までの 3 カ年で 1 市町村あたり 20,000 千円を限度額として運用